

議案第83号

売買代金請求事件に係る調停案の受諾について

平成16年9月22日議決に係る奈良簡易裁判所に調停中の奈良簡易裁判所 [REDACTED] 売買代金請求事件について、奈良簡易裁判所調停委員会から、別紙のとおり調停案の提示があったので、これを受諾するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成18年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

■■■■■■■■■■ 売買代金請求事件

申立人 天理市

相手方 ■■■■■■

利害関係人 ■■■■■■

調停条項 (案)

1. 被相続人■■■■■■ (平成18年10月28日死亡) は、利害関係人に対し、被相続人■■■■■■が平成6年12月頃、申立人との間で締結した別紙物件目録記載1の土地(以下、「本件土地」という。)に関する売買契約の買い主の地位を、平成18年5月19日、譲り渡し、利害関係人はこれを譲り受けた。
2. 申立人は、被相続人■■■■■■及び利害関係人に対し、前項の被相続人■■■■■■から利害関係人に対する買い主の地位の譲渡を承諾した。
3. 利害関係人は、申立人に対し、売買代金 金4,819,319円並びにこれに対する平成8年1月1日から平成17年度までの固定資産税相当額79,600円の支払い義務があることを認める。
4. 利害関係人は、申立人に対し、前項金員並びに利息金 金5,947,876円 (売買代金 金4,819,319円、本件土地についての平成8年度から平成17年度までの固定資産税相当額 金79,600円及び約定利息金 金1,048,957円) を、次のとおり分割して、毎月末日限り、申立人方に持参又は送金して支払う。
平成19年2月(第1回目)から平成38年12月(第239回目)まで24,783円
平成39年1月(第240回目)に24,739円
5. 利害関係人が前項の分割金の支払を怠り、その額が金100,000円に達しときは、当然に同項の期限の利益を失う。
6. 前項により期限の利益を失ったときは、利害関係人は、申立人に対し、第3項記載の金員から既払金を控除した残金を、即時一括して申立人方に持参又は送金して支払う。
7. 利害関係人が前項により期限の利益を失うことなく平成39年1月31日まで

に第4項の分割金を支払ったときは、申立人は、相手方に対し、第3項のその余の支払義務を免除する。

8. 申立人は、利害関係人に対し、本件土地につき平成7年12月1日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をする。

但し、登記手続費用は、利害関係人の負担とする。

9. 申立人及び利害関係人は、本日、第3項の債務の支払を担保するため、本件土地及び別紙物件目録記載の建物（以下、「本件建物」という。）につき、順位1番の抵当権を各設定する。

10. 利害関係人は、申立人に対し、本件土地及び本件建物につき、前項の平成19年1月16日付抵当権設定契約を原因とする各抵当権設定登記手続をする。

但し、登記費用は、利害関係人の負担とする。

11. 本件土地に関する平成18年度及び平成19年度の固定資産税などの公租公課は、利害関係人の負担とする。

12. 申立人は、その余の請求を放棄する。

13. 申立人、相手方ら及び利害関係人は、申立人、相手方ら及び利害関係人間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

14. 調停費用は、各自の負担とする。

以上

物件目録

1. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]
地 番 [REDACTED]
地 目 宅地
地 積 181.82m²
2. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 106.23m²
2階 75.67m²

附属建物の表示

- 符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積 37.98m²

以上